

「障がい者支援施設及び共同生活援助事業所における地域連携推進会議の設置・開催状況等に関する調査」において寄せられた質問に対する回答

大阪府福祉局障がい者施策部
障がい支援課
運営指導課

いただいたご質問については、趣旨を踏まえて要約し、法人名や地域が特定される内容は削除したうえで掲載しています。

質問事項		回答内容
構成員数について		
1	小規模のグループホームには会議の構成員数の要件（5名程度が望ましい）が厳しく非現実的ではないか。	事業所・施設の規模に関わらず、基準省令等（参考1。以下同じ。）に基づき、全ての指定共同生活援助事業者及び指定障害者支援施設等は、地域連携推進会議を開催することなどが義務付けられています。 地域連携推進会議の手引き（以下「手引き」という。）において、地域連携推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者などを想定しており、有意義な意見交換ができる人数として、5名程度が望ましいとされています。 地域連携推進会議の目的や意義等を踏まえつつ、それぞれの指定共同生活援助事業所、障がい者支援施設（以下「事業所等」という。）の定員数や実情に応じて構成員を選出してください。
2	会議の構成員は利用者とその家族それぞれの代表者1名ずつでよいか。	地域連携推進会議の構成員のうち、利用者とその家族それぞれの代表者を1名ずつ選出することは差し支えありません。なお、事業所等の定員数や利用者等の意向などを踏まえつつ、適切な人数を選出いただくとともに、定期的に構成員の交代を行うことが望ましいと考えます。
利用者や利用者家族の参加について		
3	事業所ごとに利用者の状態や障がい特性も異なるため、必ずしも利用者の参加が必須ではないとの認識でよいか。	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1【参考2。以下同じ。（以下「報酬改定等QA」という。）】問48において、利用者、利用者や家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましいとされています。 手引き3「(1)利用者」には、意思表示が出来ない利用者の場合の対応方法等が記載されており、地域連携推進会議の目的や意義等を踏まえつつ、事業所等において適切に構成員を選出してください。

質問事項		回答内容
4	利用者家族の会議への参加について、①連絡先がわからない②疎遠で連絡を取っていない③連絡は取れるが家族が施設入所中で訪問が難しい場合の考え方を教えて欲しい。	手引き3「(2) 利用者家族」には、利用者家族の参加が難しい場合の対応方法等が記載されており、地域連携推進会議の目的や意義等を踏まえつつ、事業所等において適切に構成員を選出してください。
5	手引きでは、構成員には利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要（5名程度）と示されているが、利用者家族とは交流がない場合や連絡先もわからない場合は参加が難しいとの認識でよいか。	4と同じ。
6	利用者や利用者家族に会議への参加依頼をしているが承諾が得られていない。構成員として選定必須である利用者や利用者家族の承諾が得られない場合はどのようにすればよいか。	地域連携推進会議の目的や意義等を丁寧に説明いただき、承諾が得られるよう努めてください。 それでもなお、参加の承諾が得られない場合は、手引き3「(1) 利用者」「(2)利用者家族」の参加が難しい場合の対応方法等に沿って、事業所等において適切に構成員を選出してください。
7	手引きでは利用者について、「意思表示が出来ない利用者の場合には、成年後見人や家族に代理してもらおう等の工夫が必要」、利用者家族について、参加が難しい場合は「成年後見人、利用者家族と関わりのある支援者、家族会の会員など、利用者家族の代弁者となり得る立場の方に参加いただくことが望ましい」とある。利用者の障がい特性等から参画が難しく、また事業所として候補者を探す努力してもなお、いずれの代理人（代弁者を含む）の候補者がいない場合や参画が難しい場合はどのように対応すればよいか。	事業所等として努力してもなお代理人（代弁者を含む）の参加が難しい場合は、地域連携推進会議の目的や意義等を踏まえつつ、利用者については、事業所等の職員が利用者の意思等を丁寧に聞き取りのうえ会議で報告をしてください。 なお、その場合は、有意義な意見交換ができる構成員数には留意しつつ、利用者、利用者家族の立場の方が参画できない理由や経過を書面で記録して残しておいてください。
地域の関係者の参加について		
8	グループホームがマンションタイプの場合、マンションの隣の住民やマンションの管理人は地域の関係者に含まれるのか。 また、地域の関係者として施設の近隣住民とあるが、近隣とは具体的にどこまでの範囲になるのか。	手引き3「(3) 地域の関係者」に「日常的な付き合いがある場合もあることから、施設の近隣の住民を選出することも有効です。」とされており、マンションの隣の住民は「地域の関係者」に該当します。 また、手引き3「(3) 地域の関係者」の事例において、当該地域に居住している者以外が示されていることに鑑み、マンションの管理人も「地域の関係者」に該当します。 事業所等において適切な地域の関係者を構成員として選出してください。 近隣の範囲について、基準省令等において、「指定共同生活援助の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定共同生活援助事業者は、地域の住民やボ

質問事項		回答内容
		ランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない」とあり、当該グループホームにおける地域の住民等との交流の機会が確保される地域とすることが適切と考えられることから、同じ町会や小学校区域など社会通念上相当と認められる範囲内において構成員を選出してください。
9	近隣住民や自治会員の方等、利害関係の無い方々が積極的に会議に参加する必要性もなく依頼するにも抵抗があるが、参加は必要か。	報酬改定等QAにおいて、利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましいとされており、地域連携推進会議の目的や意義等を踏まえ、事業所等において適切に構成員を選出してください。
10	マンションでグループホームを運営しているが、地域に居住している人と平素から付き合いもないため、地域住民の参加は困難と考えているが、参加は必要か。	9と同じ。
11	地域の関係者について、手引きには、「自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、商店街の方、学校関係者、地域で活動しているNPO法人、地域の障がい当事者など」とあるが、自身のグループホームとは他法人のグループホームの関係者が参画することは可能か。 別法人が可能な場合、営利法人も可能か。	地域連携推進会議を設置する事業所等において、非営利法人、営利法人を問わず、他法人が運営するグループホームが近隣など同じ地域に存在し、当該事業所等と日頃から交流が図られており、他法人が運営するグループホームの関係者が「地域の関係者」として最適であると考え、地域連携推進会議の目的が達成されるのであれば可能です。 なお、手引き3「(4) 福祉に知見のある人」でも、「同一法人またはその系列法人に所属する者を選任することは望ましくありません。」と記されており、同一法人、系列法人やグループ会社等のグループホーム間では認められませんので、留意ください。
12	地域連携推進会議の取組は「外部の目を入れること」が主な目的であり、自治会等の地域住民の参画に厳密にこだわるべきではなく、むしろ他法人のグループホーム同士の参画・訪問などで相互に助言、アドバイスなどより良い支援に向けての「気づき」を得ることが重要ではないか。	グループホームが相互に、より良い支援、改善に向けた「気づき」を得られる取組は望ましいと考えます。 以下11と同じ。
13	本年2月に区の民生委員対象研修会にて、地域住民を交えた運営協議会の参画について意見交換をする予定になっております。その際に地域連携推進会議の設置についても話し合いが行われる予定です。	地域連携推進会議の設置等について話し合いが行われることは大変有意義であると考えます。

質問事項		回答内容
福祉に知見のある人・経営に知見のある人の参加について		
14	福祉に知見のある人とは他法人の職員が想定されているようだが、経営状況や運営ノウハウを他法人の職員に公開する必要性が理解できないが、参加は必要なのか。	福祉に知見のある人は障がい福祉サービスに関するアドバイス、経営に知見のある人は財務諸表等から経営状況に関するアドバイスが期待されます。 手引き「3 会議の構成員と人数」において、福祉に知見のある人は必ず選出することは必要とされていますが、地域連携推進会議の目的や意義等を踏まえつつ、事業所等において適切な構成員を選出してください。
市町村担当者等の参加について		
15	区保健福祉センターの担当者に会議の参加を依頼してもよいか。	可能です。報酬改定等QA問48の答えのとおり、市内には多くの事業所等が存在するため、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席であることをご了承ください。
16	市職員の参加を依頼した場合、本当に参加は可能なのか。また、参加は平日の日中に限られるのか。	15と同じ。
会議の開催、見学の実施について		
17	手引きに会議の議題例があるが、その他にも議題の具体例があれば教えて欲しい。	手引き資料1（事業所向け）地域連携推進会議の概要の「会議の議題例」以外の具体例を示すものではありません。 会議の目的や意義等、事業所等の実情を踏まえつつ、構成員から意見を聴取しながら議題を設定してください。
18	地域の関係者や福祉に知見のある人等、施設外部の方に会議の参加を依頼する場合、謝礼等を渡さなければいけないのか。また、謝礼等を渡すこととした場合の相場や経理処理についても教えて欲しい。	地域連携推進会議の構成員に対する謝礼金の支払や金額などについては、事業所等において検討のうえ適切に対応してください。
19	参加を依頼しても承諾が得られず構成員数が5名に満たなかった場合は会議を開くことはできないとの認識でよいか。	地域連携推進会議の目的や意義等を踏まえつつ、5名程度が望ましいとされており、対象者に地域連携推進会議の目的や意義等を丁寧に説明いただき、承諾が得られるよう努めてください。 報酬改定等QAにおいて、利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましいとされており、5名に満たない場合においても、会議を設置、開催し、今後構成員を追加するなど、適切な運営に努めてください。
20	構成員全員の会議参加が難しいことも想定されるので、構成員のうち一部のみの参加になってもよいか。	手引き9「(3) 会議日程調整」に「構成員がやむを得ず欠席する場合は、事前に会議資料を送付し、意見・要望等を聴取することが望ましい」とされていること

質問事項		回答内容
		を踏まえ、会議の目的を達成するためにも、事後に会議内容の共有、意見・要望等を聴取することが望ましいと考えます。
21	家族や本人の体調不良や都合により、会議や見学の当日に参加できないことも考えられるが、不参加者への対応として、会議や見学内容の報告などが必要か。	20と同じ。
22	法人の運営会議を活用する形で地域連携推進会議を設置してもよいか。	法人の運営会議と地域連携推進会議とでは、会議の目的が異なることから、別の会議体として設置してください。
23	他グループホームと合同で会議を開催することは可能か。	手引き「4. 会議の開催頻度・設置主体」に記載のとおり、地域連携推進会議は、「指定を受けた事業所単位」に設置する必要があるため、構成員、設置主体が異なることから別に開催してください。
24	運営規程に当該会議の設置状況や開催状況を記載する必要はあるか。	運営規程に地域連携推進会議の設置状況等を規定する必要はありません。
25	小規模定員のグループホームの場合、外部の方を招いて会議を行うような場所を確保することが難しい。	手引き9「(4) 会議開催場所確保」に記載のとおり、グループホーム内で開催することが望ましいですが、場所の確保が困難な場合には、外部の会議室の利用、オンラインでの開催も可能です。
26	地域の関係者への会議出席依頼の方法がわからない。また、会議の開催などは事業所の負担が大きすぎるため、地域の社会福祉協議会などが主体となって会議を実施できないのか。	地域の関係者への会議出席依頼については、手引き「資料5 地域連携推進会議 参加依頼文（フォーマット）」を参考に依頼してください。 また、会議の主体は、基準省令等において、指定共同生活援助事業者及び指定障がい者支援施設等に義務付けられたものであることから、地域の社会福祉協議会などが主体となることはありません。
27	複数個所を運営する法人では、会議の調整や見学の準備など多大な業務量になってしまうため、会議と見学をセットにしないなどの柔軟な対応は可能か。	手引き「4. 会議の開催頻度・設置主体」に記載のとおり、地域連携推進会議は、指定を受けた事業所単位に設置する必要があるため、1事業所において、複数の共同生活住居を設置している場合には、その共同生活住居ごとに年1回以上、地域連携推進員（地域連携推進会議の構成員。以下同じ。）が訪問する機会を提供する必要があります。 地域連携推進会議の開催と事業所等の見学を同日にするか、別日にするかは、事業所等の実情に応じて柔軟に対応してください。
28	一つのグループホームの事業所で住居が市内と市外にある場合、開催要件等はどのように考えればよいか。	手引き「4. 会議の開催頻度・設置主体」に記載のとおり、地域連携推進会議は、指定を受けた事業所単位に設置する必要があります。

質問事項		回答内容
		1 事業所において、共同生活住居が市内と市外にある場合は、主たる事業所が存在するグループホームにおいて地域連携推進会議を開催するとともに、共同生活住居ごとに年1回以上、地域連携推進員が訪問する機会を提供する必要があります。
29	グループホームを市内と市外で運営している場合、市外で行う会議の構成員（地域の方）が、市内で行う会議の構成員として会議や見学に参加してもよいか。	質問では、グループホームを市内と市外で運営し、市内・市外で行う会議とあるため、指定を受けている事業所が異なるものと推察されます。 手引き「4. 会議の開催頻度・設置主体」に記載のとおり、地域連携推進会議は、指定を受けた事業所単位に設置する必要があるため、市外のグループホームにおいて設置される地域連携推進会議の地域の関係者が、市内のグループホームにおいて設置されるべき地域連携推進会議の構成員となることは想定されないと考えます。
30	会議の参加者に見学していただいてもよいか。また、少し離れている複数の住居も同じ参加者に見学していただいてもよいか。	質問では、少し離れている複数の住居とあるため、1つの事業所として指定を受け、複数の共同生活住居が存在するグループホームと推察されます。 基準省令等において、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が「地域連携推進員」として事業所等を見学することとされているため、会議の参加者が見学することになります。 また、基準省令等において、当該事業所が複数の共同生活住居（サテライト型住居を含む。）を設置している場合は、全ての住居に外部の目を入れ透明性を確保することが必要であることから、住居ごとにおおむね年1回以上、地域連携推進員が見学する機会を設定しなければならないとされているため、同じ参加者が見学することとなります。
31	サテライト住居（グループホーム）の見学も必要か。	サテライト住居も含め、全ての住居への見学が必要です。
32	グループホームに直接関与されない方の訪問により、利用者のストレスなどが気になる。	手引き「資料4 地域連携推進員の手引き」の「訪問の意義」や「訪問の視点」などを参照いただき、利用者へのストレス等にも十分に配慮したうえで、事業所等の実情に応じて適切な方法により実施してください。
33	自閉症のため初めてのの方の訪問がパニックに繋がるなどの障がい特性により5人などの大人数になると利用者の負担となる場合、入居者が居ない時間帯の見学としてもよいか。	手引き「資料4 地域連携推進員の手引き」を参照いただき、利用者の障がい特性に十分に配慮のうえ、地域連携推進員が一斉又は人数を分けて訪問するかにか

質問事項		回答内容
		については、事業所等の実情に応じて適切な時間・方法により実施してください。
34	会議や見学を通じてトラブルが発生するかもしれない不安を入居者が感じているがどのようにすればよいか。	会議や見学の目的や意義等を踏まえ、事業所等において、入居者に対して丁寧に説明のうえ、理解をいただけるよう努めてください。
35	グループホームにお住まいの方には障がいのあることを他人に知られたくないという方もおられるので、共有スペースなどホーム内で誰でも使える場所を見ていただくことはよいが、入居者の居室の見学は除いてもよいか。	手引き「資料4 地域連携推進員の手引き」の「地域連携推進員としての心がけ」において、「利用者や施設等の了承がないまま利用者の居室に入ったりしないようにご留意をお願いします。」と記載されています。地域連携推進員が訪問する趣旨、目的を踏まえつつ、事業所等の実情において適切に対応してください。
36	住居スペースへの見学が必須かのように書かれているが、関係性や状況にもよるため、住居スペースの見学ができない場合もあるとの認識でよいか。	35と同じ。
37	グループホームは入居者にとって住まいの場であり、入居者が全く知らない第三者が居室に入ることがプライバシーの侵害などの問題にならないのか。	35と同じ。
38	見学をしてもらうことが本当に地域連携につながるのかどうか疑問である。	手引き「資料4 地域連携推進員の手引き」の「地域連携推進員としての心がけ」に「地域連携推進員として施設等を訪問していただくことで、地域と施設等の繋がりが生まれ、運営の透明性が確保され、利用者へのサービスの質を高めることにつながる」と記載されており、「訪問の意義」などを参照いただき、事業所等の実情に応じて適切な方法により実施してください。
39	利用者が住まれているプライベートな場所に他人が入って見学するというのは正しいことなのか。人権上問題ないのか疑問がある。	38と同じ。
40	会議開催と見学が義務づけられたが、時間も手間もかかり事業所にとって大きな負担になるが、必ず開催しないといけないのか。	基準省令等に基づき、全ての指定共同生活援助事業者及び指定障害者支援施設等は、地域連携推進会議の開催及び事業所等の見学をおおむね1年に1回以上行うことが義務となりましたので、地域連携推進会議の目的や意義等を理解いただき、必ず実施してください。
41	グループホームは利用者本人の家なので、毎年外部の目を入れることで入居者のプライバシーや人権を尊重できなくなることが想定されるが、必ず開催しないといけないのか。	40と同じ。 なお、利用者のプライバシーや人権は尊重し、十分に配慮したうえで実施してください。
42	累犯障がい者（殺人や放火等）を多く受け入れている場合、会議の開催は地域の皆様への不安	40と同じ。

質問事項		回答内容
	を考えると地域の皆様にとっても利用者にとっても不利益になると考えられるが、それでも会議を開催する必要があるのか。	
第三者評価について		
43	第三者評価を1年に1回受けていれば会議を開催する必要はないのか。	第三者評価を受審し、認証を受けた場合については、その認証を受けた日から1年の間について、地域連携推進会議の開催及び事業所等の見学を行う義務は適用されないことを厚生労働省に確認しております。そのため、認証を受けた日から1年が経過した場合には、認証が有効な期間であっても、地域連携推進会議の開催及び事業所等の見学を、おおむね1年に1回以上、行っていただく必要があります。
44	3年に1度の第三者評価を受けていれば、1年に1回の地域連携推進会議として取り扱って問題ないか。	43と同じ。
その他について		
45	事業所から地域の関係者へ参加依頼はするが、市からも各自治会などの関係機関へ今回の制度の趣旨の説明や協力依頼をして欲しい。	本市ホームページで広く周知を行うとともに、今後、地域の関係団体等へ個別に地域連携推進会議の目的や意義等について説明し、構成員としての協力をお願いを行う予定です。
46	会議開催後の議事録の公表方法について、WAMネットで公表してもよいか。	公表方法としては、事業所のホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など多くの方が閲覧可能となるよう広く公表することが求められますので、WAMネットへの公表も有効と考えます。
47	利用者個人の情報だけではなく、グループホームの内部の情報に関する守秘義務の規定も作って欲しい。	手引き「6. 地域連携推進会議における利用者の個人情報取扱い」には、構成員における利用者の個人情報の秘密保持に関して、「資料5 地域連携推進会議参加依頼文（フォーマット）」に記載されています。参加承諾書には「利用者の個人情報を、外部に漏らさないことを約束します」とあり、利用者個人の情報のみならず、グループホームの内部情報など事業所等において秘密保持したい内容があれば、記載例として、「 <u>利用者の個人情報やグループホームの内部情報を、</u> 」（下線部）のように、参加依頼文や参加承諾書に適宜追加してください。
48	会議や見学を通じて事業所と構成員間で何らかのトラブルに発展した場合、市が仲介するなどの仕組みはあるのか。	トラブルの内容によりますが、必要に応じて市の窓口や関係機関に相談いただいたうえで、基本的には事業所等において対応いただくこととなります。
49	地域連携推進会議の開催に向けた情報交換のできる場があれば教えて欲しい。	情報交換のできる場として、区の地域自立支援協議会によってはグループホーム部会等を設置している区があります。

質問事項		回答内容
		そのほか、事業所等のネットワークの中で情報交換をお願いします。
50	現時点では会議の設置・開催に関する具体的なイメージができていないため、既に実施している事業所の先行事例があれば教えて欲しい。	手引き「資料1 (事業所向け) 地域連携推進会議の概要」及び「資料2 会議進行例」のほか、既に先行して地域連携推進会議を開催し、ホームページで議事要旨等を公表している事業所等も存在するため、それらを参照のうえ実施してください。

(参考 1) 基準省令等

共同生活援助（グループホーム）	指定障害者支援施設（施設入所支援）
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）【抄】</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）【抄】</p>
<p>(地域との連携等)</p> <p>第 210 条の 7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第 213 条の 10 において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>5 前 3 項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第 24 条の 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設等は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>5 前 3 項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が定めるものを講じている場合には、適用しない。</p>

共同生活援助（グループホーム）	指定障害者支援施設（施設入所支援）
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【抄】</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【抄】</p>
<p>(5) 地域との連携等（基準第 210 条の 7）</p> <p>① 基準第 210 条の 7 第 1 項は、指定共同生活援助の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定共同生活援助事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第 2 項に定める地域連携推進会議は、指定共同生活援助事業所が、利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する者並びに市町村の担当者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域との連携により、効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置し、おおむね年 1 回以上開催しなければならない。この地域連携推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。地域連携推進会議は、ウェブ会議システム等を活用して行うことができるものであるが、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>③ 地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員（以下「地域連携推進員」という。）が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けること。なお、当該事業所が複数の共同生活住居（サテライト型住居を含む。）を設置している場合は、全ての住居に外部の目を入れ透明性を確保することが必要であることから、住居ごとにおおむね年 1 回以上、地域連携推進員が見学する機会を設定しなければならない。なお、居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得た上でなければ、行ってはならないこと。</p> <p>④ 地域連携推進会議における報告等の記録は、同条第 4 項の規定に基づき、5 年間保存しなければならない。</p>	<p>(19) 地域との連携等（基準第 24 条の 2）</p> <p>① 基準第 24 条の 2 は、指定障害者支援施設等の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定障害者支援施設等は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第 2 項に定める地域連携推進会議は、指定障害者支援施設等が、利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する者並びに市町村の担当者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域との連携により、効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を目的として設置するものであり、各施設が自ら設置し、おおむね年 1 回以上開催しなければならない。この地域連携推進会議は、施設の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。地域連携推進会議は、ウェブ会議システム等を活用して行うことができるものであるが、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>③ 地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員（以下「地域連携推進員」という。）が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けること。なお、居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得たうえでなければ、行ってはならないこと。</p> <p>④ 地域連携推進会議における報告等の記録は、同条第 4 項の規定に基づき、5 年間保存しなければならない。</p>

共同生活援助（グループホーム）	指定障害者支援施設（施設入所支援）
<p>⑤ 同条第5項に規定に基づき、地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存しなければならない。</p> <p>⑥ 地域連携推進会議の設置等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第10号）附則第2条において、1年間の経過措置を設けており、令和7年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p>	<p>⑤ 同条第5項に規定に基づき、地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存しなければならない。</p> <p>⑥ 地域連携推進会議の設置等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）附則第2条第1項において、1年間の経過措置を設けており、令和7年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p>

（参考2）令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）【抄】

（地域連携推進会議①）

問48 地域連携会議の構成員として「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等」と示されているが、例示された全ての者が参画する必要があるのか。また、当該会議には全ての構成員の出席が必須か。

（答）

利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

（地域連携推進会議②）

問49 「地域連携推進会議」における「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村であるか、それとも利用者の支給決定を行う市町村になるか。

（答）

事業所の所在市町村となる。